

特集1:

・ 韓国の商標に 関連する最新情報

- ①-1 優先審査の導入
- ①-2 優先審査制度の
利用状況
(2009年4月~6月)

②更新制度の変更

特集2:

・ どちらに進むべき? —新タイプの商標—



<ワンポイント>

日本では、「**早期審査**」の制度があります。これは、**出願人又はライセンサーが、出願商標を商品・サービスに既に使用しているか、または使用の準備を相当程度進めていれば、適用を受けられます。**(2009年2月に改訂され、従来必要だった「緊急性」の要件がなくなりました。)

早期権利化をお考えの場合にはご相談ください。

特集1

韓国に商標に関する最新情報

昨今、ビジネスのグローバル化が進み、企業は、日本国内のみならず、海外をマーケットの対象とすることが、ごく普通になってきているといえます。特に、近隣諸国の代表ともいべき韓国は、市場開拓のターゲットの要となることもあるでしょう。

そこで今回は、韓国での最近の商標制度に関する情報をお届けします。

①-1 優先審査制度の導入

韓国特許庁は、2009年4月1日から商標登録出願の優先審査申請を導入しています。これは、迅速な権利化が必要とされる商標登録出願に対して、出願人の便宜を図るために導入された制度で、出願日から約2ヶ月経過後に審査が行われ、通常の出願に比べて約4~5ヶ月ほど早く審査が行われることとなります。概要は以下の通りです。

●申請人

優先審査を申請できる者は、その申請する商標登録出願をした者です。

●申請対象

優先審査を申請するためには、出願商標が次のうち、いずれかひとつに該当しなければなりません。

①出願人が出願した商標を指定商品・サービスのすべてに使用しているか、使用準備中であることが明らかな場合。

②出願後、第三者が出願商標と同一・類似の商標を正当な理由なく業として使用していると認められる場合であって、その第三者に警告または商標使用禁止仮処分の申請を請求した場合。

③その他、第三者が出願された商標と同一・類似の商標を正当な理由なく業として使用していると認められる場合。

●提出書類

- ①優先審査申請書
- ②優先審査申請説明書
(優先審査の申請に関する証拠書類を添付)
- ③委任状

●費用

1区分あたり約12,000円の優先審査申請料を納付する必要があります(レートは2009年7月現在)。ただし、申請が優先審査の対象ではないと決定された場合は、一部料金が返金されます。

(注)別途現地代理人手数料がかかります。

●留意事項

出願商標が、優先審査を経て、出願日から6ヶ月以内に登録された場合、パリ条約上の優先期間である、第一国出願日から6ヶ月経過前に登録されることとなります。そのため、優先権主張をした出願が遅れて発見される可能性があり、その商標出願の存在によって、登録商標が無効となる可能性があります。

特集1:

・ 韓国の商標に
関連する最新情報

- ①-1
優先審査の導入
①-2
優先審査制度の
利用状況
(2009年4月～6月)

②更新制度の変更

特集2:

・ どちらに進むべき？
—新タイプの商標—

①-2 優先審査制度の利用状況(2009年4月～6月)

| | | | |
|----------------------------|--------|------------------------------|------|
| 出願件数 (A) | 61,345 | 優先審査決定件数 (C) (却下件数を除いたもの) | 114 |
| 優先審査申請件数 (B) | 159 | 優先審査認定件数 (D) (拒絶件数を除いたもの) | 107 |
| 優先審査申請比率 (B/A) | 0.3 | 優先審査認定比率 (D/C) | 93.9 |
| 優先審査着手件数 (E) | 66 | | |
| 優先審査の平均処理期間 (出願—FA) | 65 日 | | |
| 優先審査の平均処理期間 (優先審査申請—FA) | 43.1 日 | | |

現状では、優先審査を
申請すれば、かなり高
い確率で認定されるよ
うですね！

(情報提供: 韓国特許庁商標デザイン審査政策課 丁泰豪審査官)

②更新制度の変更

韓国の現行法では、商標権の存続期間の更新をする場合には、存続期間更新登録の出願を別途しなければなりません。来年からは、期間内に商標登録料を納付し、更新登録申請書を提出することにより、審査手続をすることなく、自動的に延長されることとなりました。

文責: 弁理士 吉田 麻実子

(yoshida.mamiko@yki.jp)

特集2

どちらに進むべき？ —新タイプの商標—

女の子がつついビールを飲み過ぎてしまい、トイレへ向かっています！
右？！ 左？！どちらのトイレに入るべき？



皆さんは、どちらが女子トイレだと思いましたか？パッと見て、赤色のトイレマークが女子トイレだと思った人も多いのではないのでしょうか？！ただ、よく見ると赤色のトイレマークに描かれている図形は、“男子”を表しているのですよね。

赤のトイレマークが女子トイレを表示していると思った方は、日本において伝統的に「赤」という「色」が女子に関連するものを表示する場合に使われてきたので、女子トイレを表示していると認識してしまったのだと思います。実際、急いでいる場合には、赤色のマークの方に駆け込んでしまうと思います。

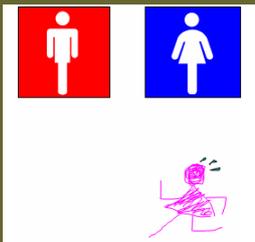
特集1:

・ 韓国の商標に
関連する最新情報

- ①-1 優先審査の導入
- ①-2 優先審査制度の
利用状況
(2009年4月~6月)
- ②更新制度の変更

特集2:

・ どっちに進むべき?
—新タイプの商標—



このように、「赤」色が女子に関するものであると認識できるように、「色彩」は一種の識別標識として機能することが経験的に観察されます。「赤色」が「女子」を認識させるように、ある会社Aが、ある「色」を長年にわたり会社Aの商品に使用していた場合、お客さまは、その色で会社Aの商品を見わけていることが考えられます。すなわち、「色(色彩のみ)」が「商標」として機能している可能性があります。

現在、日本では、「色彩のみ」の標章は、商標として登録することはできません>(*1)しかし、上述の様に、「色彩」のみだけでも商標として機能し得ることから、特許庁は、新しいタイプの商標として「色彩のみ(色彩の組み合わせを含む)」の商標を保護することについて検討しています。その他にも、「位置商標(*2)」、「動き」、「ホログラム」、「音」等について、商標として登録を認めることを検討しています。

既に、アメリカやヨーロッパ等の外国では、このような新しいタイプの商標は保護されています。例えば、ヨーロッパでは、商品「金属製の建築材料」に「青色と赤色の組み合わせ」が登録されています(参考1)。また、日本でもお馴染みの「HISAMITSU♪」の音の商標が、医薬関連の商品について、アメリカ、ヨーロッパで登録されています(参考2)。

なお、新しいタイプの商標については、現在、最終的にどのような商標をどのように保護すべきかは未だ検討中ですので、その詳細については今後の検討内容を待つこととなります。ただ、「色彩」は装飾的に使用されたり、「音」はCMの効果として認識されたりする場合も多いことから、基本的に企業による長年の使用実績を積んだ結果、需要者に商標として認識されている場合に登録を認める制度になる可能性が高いと思われる。

参考1

ヨーロッパの「色彩」の商標の登録例
CTM登録第2177566号



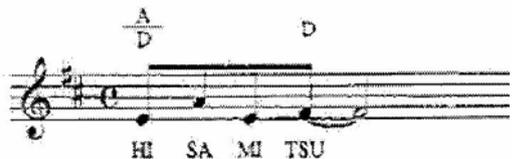
指定商品:6類 金属製建築材料他
色彩の表示:Blue: Ral 5015, red: Ral 2002.
商標の説明:The distribution and ratio of the colours to each other is 50 - 50, whereby the colour blue runs horizontally above the colour red, forming a striped whole..

参考2

アメリカの「音」の商標の登録例
米国登録第2814082号

指定商品:5類 医療用のジェル、パッチ他
商標の説明:The mark consists of the word "HISAMITSU" sung over the sound of four musical tones, E, A, E, and F sharp. The first three notes being eighth notes and the final note being a tied eighth and half note

ヨーロッパの「音」の商標の登録例
CTM登録第2529618号



指定商品:5類 薬剤

商標の説明:The mark is a sound mark and corresponds to the words HI SA MI TSU, sung to the musical notes shown in the representation..

(注1) 現在、日本の商標法では、「文字」、「図形」、「記号」、「立体的形状」の商標、これらが結合した商標、又はこれらと色彩との結合した商標が保護されています。

(注2) 位置商標とは、図形等の標章が商品等へ付す位置が特定された商標と考えられています。

文責:弁理士 吉水 容世
(yoshimizu_y@yki.jp)

YKI国際特許事務所

〒180-0004
東京都武蔵野市吉祥寺本町
1-34-12

TEL:
0422-21-2501

FAX:
0422-21-2391

E-MAIL:
yoshida.mamiko@yki.jp

URL:
<http://www.yki.jp/>